

一宮市観光案内所レンタサイクル事業実施要領

第1条（趣旨）

この要領は、一宮市観光協会がレンタサイクル事業の貸出しに関する基準等を定めるものである。

第2条（貸出自転車）

貸出自転車（以下、自転車）は、電動アシスト自転車とし、尾張一宮駅前ビル【一宮市栄3丁目1番2号】（以下「i - ビル」）を保管場所とする。

第3条（実施場所及び時間）

自転車の貸出しに係る受付場所は、一宮市観光案内所（i - ビル内1階）とし、受付時間を午前10時から午後4時とし、返却時間を午後5時30分までとする。

第4条（利用の申請及び承認）

自転車の貸出承認を受けようとする者（以下「申請者」）は、レンタサイクル利用申込書（様式1号）に必要事項を記入し、一宮市観光協会会長（以下「会長」）に申し込み、利用承認書（様式2号）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により利用の承認を受けようとする者は、申請者の住所、氏名その他会長が必要と認める事項を証明する書類を提示しなければならない。

第5条（貸出期間）

自転車の貸出期間は当日限りとする。

第6条（貸出条件）

貸出を受けるものは、原則、市内観光を目的とするものとする。ただし、その運転者の年齢は満15才以上であること。ただし、中学生は除く。

第7条（利用料）

自転車の貸出料金は、別表1のとおりとし、支払いは現金払いとする。ただし、利用者の過失による故障・破損の修理費及びかごカバー、サドル等の個人装備に係る費用は、利用者の負担とする。なお、故障・破損に関することは別に定める。

第8条（返還等）

利用者は、会長が指定する場所に自転車を返還し、鍵を受付に返さなければならない。

- 2 返還時には、自転車に異常等がないか、職員により確認を受けること。
- 3 利用者は、自己の都合により受付時間内に自転車を返還できない場合は、受付に連絡を入れなければならない。

第9条（破損等の届出）

利用者は、自転車等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにレンタサイクル 損傷・滅失届（様式3号）を会長に提出しなければならない。

第10条（留意事項）

利用者は、自転車の使用に当たり、次の事項に留意すること。

- （1）交通ルール等法令を遵守すること。
- （2）貸出を受けた本人以外は、使用しないこと。
- （3）幼児を同乗させる場合は、ヘルメットを必ず着用させること。また、貸出用ヘルメットを着用する際は、インナーキャップを着用すること。
- （4）自転車を許可なく改造（部品の取付、塗装・ステッカー等の貼り付け含む）をしないこと。
- （5）目的地等での駐輪について、周辺の地理・交通事情を配慮し、支障とならないようにすること。
- （6）自転車における事故が発生した場合は、ただちに案内所へ連絡し、必ず警察に届出ること。【案内所：0586-85-7030】

第11条（その他）

利用者が前条に定める事項に反した場合、案内所は自転車の貸出を中止し、自転車の返却を求めることができる。

また、本要領に定めのない事項が生じた場合は、別途定める。

別表1

貸出項目	料金
自転車 1台	300円／1日
子ども用ヘルメット 1個	50円／1回（※1）
保証金	1000円／1台（※2）

※1 ヘルメットは、自転車を借り受ける場合のみ貸出すものとする。

※2 申し込みの際、顔写真の入った身分証の提示があれば、保証金は不要とする。

この要領は平成25年5月1日から施行する。